約款 新旧対昭夫

『専用サーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更 内容
・初期費用の支払い方法として一括払いと分割払いの選択 **該当箇所** 第3条(料金の支払) 新約款表記 旧約款表記 第3条(料金の支払) 第3条(料金の支払) で可能とする変更を行います。 1. 本基本サービスおよびそのオブションサービス(以下、「本専用サーバサービス」といいます)の料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。 3条(料金のタ丸) 1. 本基本サービスおよびそのオブションサービス(以下、「本専用サーバサービス」といいます)の料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。 2. 本基本サービス利用者は、本基本サービスの初期費用の支払方法として、一括払いまたは分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、ホームページ上に記載するものとします。 っ。 3. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成し、基本約款第15条第3項の料金相 当額算定の対象に含まれます。 第4条(最低利用期間) ・最低利用期間が分割回数により変動することに伴い、最 第4条(最低利用期間) 第4条(最低利用期間) 低利用期間の定めを変更します。 ・本、版にや「内海側」 1. 基本約款第15条第1項、同第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービスのうち「初 期費用なし」を選択した場合は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。 ***、「歌にや小河が同) 1. 基本約第15条第1項および第2項の定めに関わらず、本基本サービスの初期費用の支払方法として分割払い を選択した場合の最低利用期間は、分割払いの最終回の支払期日の翌月末日までとします。 第34条(設定) ・誤字・脱字を修正します。 34条(設定)

1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。
2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等は行えないものとします。
3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかいに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を依頼を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。 34条(設定) 1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等は行えないものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本オプションサービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本<mark>オプション</mark>サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および 本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当 該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。 附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年6月26日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年3月31日より適用されます。 附則 第1条(適用開始) 附 則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平 成26年6月26日より適用されます。 本改定にともなう適用日の変更をおこないます。